

INPIT 外国出願補助金
実績報告書の提出時における Q&A

<採択後のスケジュールについて>

Q 1. INPIT 外国出願補助金で交付決定となりましたが、実績報告書の提出期限はいつですか。

A 1. 実績報告書の提出期限は、各公募回により異なります。令和 7 年度公募は以下のとおりです。

- ・ 令和 7 年度第 1 回公募 令和 7 年 11 月 28 日（金） 23 時 59 分
- ・ 令和 7 年度第 2 回公募 令和 8 年 3 月 31 日（火） 23 時 59 分
- ・ 令和 7 年度中間手続補助 令和 7 年 12 月 21 日（月） 23 時 59 分

なお、実績報告書については、出願と出願に関わるすべての支払を終了してから提出してください。
そのため、外国出願（各国移行）は、遅くとも各提出期限の 3 週間程度前を目途に完了しておく必要があります。

Q 2. 実績報告書の提出方法について教えてください。

A 2. 実績報告書は申請時と同様に jGrants の申請フォームから提出してください。提出期限を過ぎるとシステム上、申請が受け付けられなくなりますのでご注意ください。また、申請が集中した場合、システムエラーとなる場合があります。システムエラーのため、提出期限に間に合わない場合でも申請フォームの延長措置などの対応が出来ないため、時間に余裕をもって申請してください。

なお、既に外国出願を完了した場合は INPIT 外国出願補助金交付要綱に記載のとおり、最終支払日より 30 日以内に速やかに実績報告書を提出する必要がありますので、速やかにご提出ください。

Q 3. INPIT 外国出願補助金（出願補助）で交付決定となったものについては、補助金はいつ頃受け取ることができますか。

A 3. 令和 7 年度公募は以下のとおりです。

- ・ 令和 7 年度第 1 回・中間手続補助 令和 8 年 3 月末頃
- ・ 令和 7 年度第 2 回公募 令和 8 年 6 月末頃

※状況に応じて、振り込み時期が若干変動する可能性があります。

<提出書類について>

Q 4. 出願手続補助の場合、具体的にどのような書類を提出すればよいか教えてください。

A 4. 提出書類について、以下のリストをご参照ください。

<共通書類>

様式第 6 別紙 1 - 1	(複数案件ある場合は) 案件別に入力
様式第 6 別紙 2	(複数案件ある場合は) 合算して入力
国内代理人へ支払った事実 が確認できる書類	請求書に基づき、支払った際の、送金計算書・送金実行通知書等 ※領収書で代用することも可能
国内代理人への正式依頼・ 発注メール	交付決定後、国内代理人へ作業を正式に依頼・発注した日が確認でき るメールのやり取りの写し (PDF)

<特許・実用新案・意匠（ハーク以外）・商標（マドプロ以外）出願>

1. 外国特許庁等からの出願受理通知書等	出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認 できるもの
2. 出願書類一式	願書を含む
3. 請求書（国内/現地）	国毎、費目毎（庁費用、国内代理人費用、現地 代理人費用、翻訳料）に内訳を明記（使用した レートを記載）。 ※翻訳費用は「単価×ワード数」を明記
4. 銀行等の送金計算書・送金実行通知書	請求書に基づき現地代理人へ支払った事実が確 認できる書類（送金日、送金元/送金先の名 称、送金レートの記載があるもの）
5. 庁費用が確認できる書類 （領収書・庁発行の公式な料金表等）	出願手数料、審査請求料等、現地通貨での金額 が確認できるもの
6. その他の経費が確認できる書類	DHL 等の国際郵便、委任状公証認証等の金額 が確認できる請求書や領収書等

<意匠（ハーク）出願>

■日本国特許庁経由で出願した場合 1. 日本国特許庁発行の ハーク協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正 協定に基づく共通規則第 13 規則(1)に基づく日 本国特許庁発行の通知	出願後、2,3 週間経って、日本国特許庁から送 られてくる書類 （出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確 認できるもの）
---	--

■WIPO に直接出願した場合 1. 「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」	出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの
2. WIPO 発行の「国際登録証明書」(CERTIFICATE OF REGISTRATION)	出願番号記載の書類。実績報告提出時点で受領していない場合は、手元に届き次第提出
3. 国内代理人請求書	WIPO の費用は、基本手数料と国別手数料とに分けて国毎に明記(使用したレートを記載)
4. WIPO への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書 ※予納口座からの支払い、クレジットカード払いの場合は支払明細	※送金日、送金元/送金先の名称、送金レートが確認できるもの
5. WIPO 発行の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)	※クレジットカード払いの場合は発行されない

<商標（マドプロ出願）>

■日本国特許庁経由で出願した場合 1. 日本国特許庁発行の「商標法第 68 条の 3 第 3 項に基づく通知」	出願後、2, 3 週間経って、MM2 と共に日本国特許庁から送られてくる書類
2. (特許庁の印が入った) MM2 (APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION UNDER THE MADRID PROTOCOL)の写し	出願した際の MM2 に特許庁の受領印が押された書類で、出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの
■電子出願の場合 1. 日本特許庁からの以下の 2 種類の自動応答メール ①本国官庁へ②WIPO 事務局に/提出されました。	特許庁発行の「商標法第 68 条の 3 第 3 項に基づく通知」がないため、代替えとして提出
2. MM2 (APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION UNDER THE MADRID PROTOCOL)の写し	出願日・出願人・出願番号・出願内容等が確認できるもの
3. WIPO 発行の国際登録証明書 (CERTIFICATE OF REGISTRATION)	WIPO の出願番号が確認できるもの ※実績報告書の提出時に間に合わない場合は「実績報告書」の出願番号の欄に「報告日現在出願番号」と記載し、手元に到着次第提出
4. 国内代理人請求書	WIPO の出願費用は一括ではなく、WIPO の基本手数料と国別手数料とに分けて国毎に明記(使用したレートを記載)

5. WIPO への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書	送金日、送金元/送金先の名称、送金レート等が確認できるもの
6. WIPO 発行の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)	WIPO への支払額が確認できるもの ※クレジットカード払の場合は発行されない

<レートについて>

Q5. 国内代理人が現地代理人に支払う前に当社に請求書を発行した場合等、請求書に記載されているレートと、その後実際に現地に支払った際のレートが異なっている場合は、実績報告書はどちらのレートを適用されますか。

A5. 原則として送金日のレートを適用します。ただし、レートが複数存在する場合は、安い方のレートを適用して計算してください。

Q6. マドプロ出願で、WIPO への支払いを予納口座から支払った場合のレートは、どの時点のレートが適用されますか。

A6. 原則として、口座入金時のレートを適用します。ただし、入金日と引き落とし日が1週間以上離れている場合は、引き落とし日のレートを適用して計算してください。

Q7. 見積書の時点で設定したレートより実際に出願した際のレートが上がり、実績額が交付決定額よりも高くなりました。この場合は、補助金は実際にかかった金額が支払われますか。

A7. 交付決定額より実績額が高くなっても、交付決定金額を上回った金額での補助金の支払いは行いません。

<その他>

Q8. 日本語以外の言語で記載された書類〔英語以外〕、例えば受領書や請求書等は、そのまま提出することは可能ですか。

A8. 実績報告書の確認事項である、出願日、出願番号、出願人、出願費用内訳等の項目名等は、簡単に結構ですので、日本語訳（当該項目の内容がわかるよう手書きで加筆でも可）が必要です。

なお、この日本語訳について発生した翻訳費用は助成対象外となります。

以上